

## 『淨肉文』をめぐる問題

吉田宗男

『淨肉文』は『涅槃經』「梵行品」からの抄出文である「十種不淨肉文」と「四相品」の抄出とみられる「三種淨肉文」から成つてゐる。「扶律」の要素のある「涅槃經」から抄出したということは、当然、親鸞と戒律を合わせて考えいかなければならぬが、ここでいくつかの問題が出てくる。先ず、第一に、親鸞の『涅槃經』引用が、「扶律」といったところでの引用なのかといふことが挙げられる。『教行証文類』から見る限りでは、「扶律」といった性格は窺えず、戒律的なところを抜つてある。『見聞集』『淨肉文』においても、最終的に「扶律」というところで「涅槃經」を抄出していったとは考えられない。勿論、親鸞にとっては戒律ということが大きのしかかつていたであろうが、親鸞の場合、「扶律」ではなく、はつきりと別の問題を見据えておさえているようだ。

次に、親鸞が最晩年になつて、なぜ、戒律を取り扱つた抄出文である「淨肉文」を書写しなければならなかつたのであらうか。親鸞最晩年に、「涅槃經」から「十種の不淨肉文と三種の淨肉文」のみを抜出して、掛幅袋にしているところにはそれなりの意味があるうかと思う。

このことについて、平松氏は、関東より上洛した門弟が、肉食について親鸞に教えを請い、それに対して「涅槃經」の文を示して答えたとしているが、「淨肉文」の形態からみてみると、その

指摘も十分に考えられる。親鸞が関東を後にして、年月が経つていくと、門弟の中から異義が出てきた。そのことは、「歎異抄」の第一条等から容易に窺える。勿論、その異義は、信心に関わる問題に相違ないわけであるが、実際問題として、この娑婆世界で生活していく上で、当然、戒律のことが問題になつてくるのではなないだろうか。そういつた中で、肉食の問題があるわけである。ただ、先程も述べたが、「淨肉文」が、平松氏が指摘したように、関東の門弟たちが、肉食について親鸞に教えを請うたとしたならば、十種の不淨肉には、どういった意味があるのであらうか。十種の不淨肉とは、  
 人・蛇・象・馬・獅子・狗・猪・瀬猴・驢十種不淨肉食  
 である。いわゆる普通戒律としてだけの捉え方なら象・獅子・驢といった動物は日本に存在していないので、これをもつて不淨肉とする必要はないのではなかろうか。そうするとただ単に生活規範だけのものではなく、もっと根本的におさえなければならない何かがあるはずである。その鍵が越後・関東時代にあると思う。親鸞が越後・関東で生活を共にしてきた人々は、「唯心抄文意」にみられるように、「具縛の凡愚・屠沽の下類」と呼ばれる人々である。屠沽の下類とは今の言葉でいうなら生産者とされるであろう。生産者が日々生活を営んでいく上には、当然、戒律に沿わないとところが多く出てくる。特に肉食は問題となるはずである。十種の不淨肉といったときには、その裏には、肉食が前提となつていることが窺える。つまり、この十種の淨肉を外したのなら当然、肉食が可能なわけである。そうすると、漁獵民にとってみたら、それら十種の不淨肉を除いていたらしいわけであるが、殺す側からしてみれば、絶えず殺生ということがつきまとう。そ

れをはつきりと知らしめられるのが、三種の淨肉なわけである。三種の淨肉は、見・聞・疑がないところの肉であり、当然、殺す側からしてみれば、自分の生活を成り立たしめるために殺すわけであるから、見・聞・疑のすべてが当てはまつてくる。いまここでは、わかりやすいように、獵漁民としたが、そういった特定の職業者だけの問題ではなく、「唯信抄文意」に表現されている「具縛の凡愚・屠沽の下類」といった人々、つまり、親鸞が生活を共にした越後・関東の田舎の人々が対象となつてゐるかと思う。

親鸞は、関東を去り帰洛する前後に、『涅槃經』の抄出文である『見聞集』を書写して、その中で、この「三種の淨肉文」を引いている。そこでは、『涅槃經』の文意どおり、三種の淨肉すらも禁じていく断肉立制の文として抄出している。そこには、断肉を立制していくわけであるから、当然、戒律的な要素も入つてゐるであろうが、そういういた戒律的な要素よりも、断肉立制されても肉食をしていかなければならぬ人間の悲しみといったものが強調されているのはなかろうか。そういういた人間であるからこそ、依るべきものは、弥陀の救いしかないということが知らされいくのである。

しかし、親鸞が、関東を去つて時がたつにつれ、断肉立制されても肉食をしていかねばならない人間の悲しみといったことが、だんだんと薄れていった。ニュアンス的に『末燈鈔』や『歎異抄』の第十三条にみられるような「本願ばかり」による造悪無碍的なことになつていったのではないだろうか。特に、肉食ということは、生活に密着したことだから、ややもすると、肉食ということが当然であるかの様なことに陥るかと思う。

そういった時に、『淨肉文』の三種の淨肉に続く親鸞が施した

注釈からすると、明らかに、見・聞・疑といったところを境として、淨肉として肉食していけるものと、三種の淨肉から外れるものとが、明確にわけられていく。そこには、決して、三種の淨肉として打ち出して、肉食のための逃げ道としてある淨肉ではなく、見・聞・疑のない三種の淨肉を肉食することができない姿が出てくるのではないかろうか。そういういたところには、当然、殺生をしなければ生きていけない人間の悲しみが見えてくる。そこにあらためて、弥陀の本願によつて救われなければならない人間が明らかになつてくるのではないかろうか。

そういういた人間であるからこそ、これも「唯信抄文意」にみられるように、「如來の御ちかいを、ふたごころなく信樂」することができるであろうし、そこに、

摂取のひかりのなかにおさめとられまいらせ、かならず大涅槃のさとりをひらかしめたまうは、すなわち、りょうし・あき人などは、いし・かわら・つぶてなんどを、よくこがねとなさしめんがごとしとたとえたまえのなり。

親鸞自身も、

りようし・あき人、さまざまなもの、みな、いし・かわら・つぶてのこどくなるわれらなり。  
という同じいのちを生きる人間としての悲しみと領きがあつたに違ひない。

そういういたことを念頭に入れて、『淨肉文』をみていつた時、ある意味では、この三種の淨肉文に施した親鸞の注釈が、第十八願の抑止的な意味あいがあるというようにとれないであろうか。